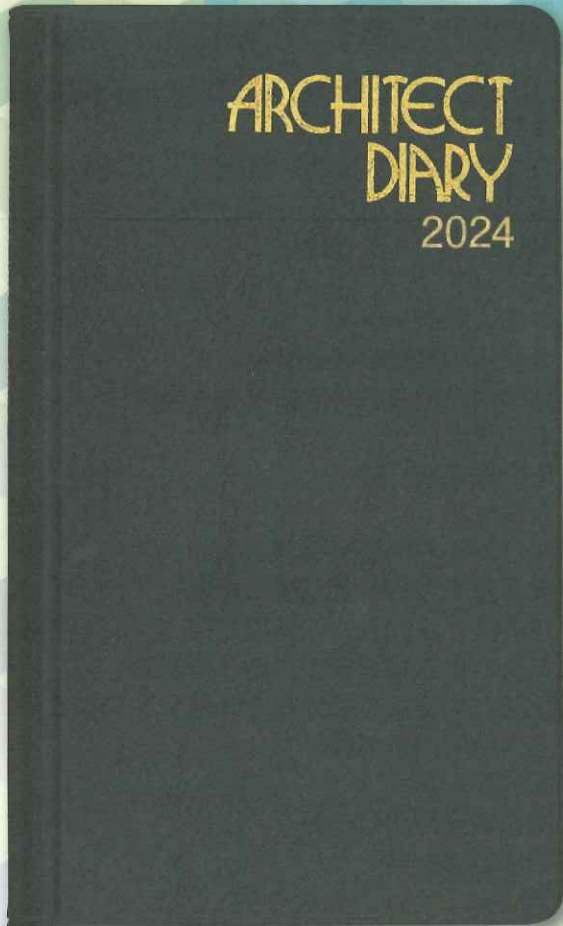


◆建築業務に従事する方のために!!

建築士手帳2024

公益社団法人 日本建築士会連合会 監修



内容見本(縮小)

6月 JUN. 7月 JUL.

MEMO

30日 大安

1月 赤口

2日 先勝

3日 友引

4日 先負

5日 仏滅

6日 赤口

建築物の構造種別・高さ等に応じた構造計算の方法

構造種別・高さ等	中規模建築物 法20条1項2号に規定する建築物	〔令36-2条、平成19年国土交通省告示第593号〕
必要な構造計算	〔法20条1項3号〕	高さ≦31m / 31m<高さ≦60m

一次設計

許容応力度計算〔令82条1号～3号〕・屋根ふき材等の構造計算〔令82-4条〕

荷重・外力による建築物各部の応力度〔令82条、令83条～88条〕 ≦ 各部の許容応力度〔令80条～94条〕

建築物の使用上の支障が起こらないこと〔令82条4号〕

構造計算の区分

（計算不要）

層間変形角計算〔令82-2条〕

〔地震力による層間変形角〔令82-2条、令88条〕〕 ≦ 1/200

〔地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合は、1/120〕

剛性率・偏心率計算〔令82-6条2号〕

〔各階剛性率〕 ≧ 6/10、〔各階偏心率〕 ≦ 15/100

保有水平耐力計算〔令82-3条〕

〔各階保有水平耐力〕 ≧ 〔各階必要保有水平耐力〕

その他の計算〔昭和55年建築士法第24条〕

大きさ：縦15cm×横9cm×厚約1cm
定価1,045円（本体950円）送料実費

▲各日の行動時間表示を実務に合わせ午前6時から午後10時まで表示

贈答品・記念品に最適

名入れサービス

〔100部以上のお申込みについては社名などの名入れをサービスいたします。〕



0120-089-339（通話料無料）

受付時間 9:00～16:30（土・日・祝日を除く）

WEBサイト

<https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail

eigy@sn-hoki.co.jp

総合法令情報企業として社会に貢献



新日本法規出版

(2023.8)12500231

- 都道府県建築士会一覧表
- 2024年カレンダー
- 各月予定表（1月～翌年3月）
- 各日予定表（見開きで1週間）
- 資料
- 〔別冊〕おぼえ・住所録

資料の内容

① 建築士法関係

- 建築士法（抄）
- 建築士法施行規則（抄）

② 建築基準法関係

〔一般〕

- 確認申請を要する建築物等
- 計画変更の確認を要しない軽微な変更の範囲
- 建築活動に伴う手続の流れ

〔構造強度〕

- 耐久性等関係規定
- 構造計算を行って安全性を確かめなければならない建築物
- 建築基準法施行令第46条（構造耐力上必要な軸組等）第4項表二
- 型わくの存置期間
- 建築物の構造種別・高さ等に応じた構造計算の方法
- 主要な構造計算規定の適用関係
- 固定荷重

● 積載荷重

〔防火・避難〕

- 特殊建築物の構造制限
- 防火区画基準一覧表
- 直通階段を二つ以上設けなければならない階
- 内装制限一覧表
- 排煙設備の設置義務
- 非常用の照明装置の設置義務
- 非常用の進入口の設置義務

〔環境〕

- 「採光に有効な部分の面積」の居室の床面積に対する割合（K）
- 階段及び踊場の幅、階段の蹴上げ及び踏面の寸法など
- 浄化槽に要求される性能

〔集団規定〕

- 私道の構造基準
- 用途地域内の建築制限の概要
- 用途地域内の建築物の用途制限の概要
- 容積率の限度
- 建蔽率の限度
- 道路斜線制限
- 隣地境界線からの高さの斜線制限
- 隣地境界線からの斜線制限の緩和
- 北側境界線からの高さの斜線制限
- 日影による中高層建築物の高さの制限
- 斜線制限と同程度の採光等を確保する建築物に係る同制限の適用除外

③ 関係官公庁一覧

④ 建築関係特定行政庁一覧

⑤ 建築関係団体一覧

⑥ 附 録